

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、基山町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 4 年 9 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データファイルの作成に係る写真測量）
- 2 作業期間 令和 4 年 9 月 5 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 三養基郡基山町全域